

令和7年度

議会基本条例の項目ごとの施行状況評価

及び

今後の取組方針

議会基本条例の評価項目と評価方法について

1 議会基本条例施行状況を評価する項目

基本条例の3つの基本方針とその他の項目

- 1 市民に開かれた議会(10項目)
- 2 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会(2項目)
- 3 政策立案や政策提言を積極的に行う議会(2項目)
- 4 その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

2 評価の方法

(1)評価の手順

- ① 取組状況・取組内容の確認
- ② 会派評価の実施
- ③ 総合評価の決定

(2)評価の基準

A評価：このまま推進

B評価：改善や新しい取組を検討

C評価：原因分析と制度の見直しを検討

※評価外：評価を要しない場合

3 施行状況を評価する期間

8月1日～翌年7月31日

※令和7年度の評価期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日

目 次

1 議会基本条例の施行状況を確認する項目

(1)市民に開かれた議会

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営 | 評価項目① |
| ②市民に分かりやすい委員会での議論 | 評価項目② |
| ③政務活動費に係る収支報告書等の公開 | 評価項目③ |
| ④本会議、委員会及び協議の場の公開 | 評価項目④ |
| ⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任 | |
| a.議会報告会の開催 | 評価項目⑤ |
| b.市議会だより及び市議会HPによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知 | 評価項目⑥ |
| c.議案、委員会資料の公開 | 評価項目⑦ |
| d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表 | 評価項目⑧ |
| ⑥市民参加の推進 | |
| a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施 | 評価項目⑨ |
| b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用 | 評価項目⑩ |

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

- | | |
|--------------------|-------|
| ①本会議、委員会での議員間の自由討議 | 評価項目⑪ |
| ②政策討論会の開催 | 評価項目⑫ |

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

- | | |
|------------------|-------|
| ①議員、委員会の積極的な政策立案 | 評価項目⑬ |
| ②市長等に対する政策提言 | 評価項目⑭ |

(4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

評価項目⑮

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの

項目⑯

1 議会基本条例の施行状況を確認する項目

(1)市民に開かれた議会

①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営

議会基本条例
(8条2項) 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。

取組状況	
実施済(継続及び拡充)	
取組内容	
【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本会議における議長の発言をわかりやすい表現に改善 <ul style="list-style-type: none"> (例)・採決の際、委員長報告が不採択であっても、可とするほうを諮る原則により、当該議案等を採択することについて採決を行う旨発言 ・質疑通告の締め切りを諮る際、先に開会された議会運営委員会で確認された状況から、直ちに質疑通告を締め切ることを諮る旨発言
○ 代表質問、一般質問、議案質疑において、議長が議員を指名する際の呼称を変更 ※番号で指名→氏名+議員で指名	
○ 一般質問における2問目以降は、質問議員は議長に対し発言許可を求めることが不要とした。	
○ 上記以外の本会議における発言許可に関し、上記と同様の呼称に変更	
○ 陳情の取扱いについて、「議長限り」と呼称していたものを「議員へ参考配付」と変更	
○ 反論の発言に伴う議事運営 議長が発言を許可する際に、ルールが分かりやすいように <ul style="list-style-type: none"> a. 答弁の後に反論を行うこと b. 反論にかかる時間は、質問時間に含まれないこと 以上の事項とともに議員の反論に関する発言が終了したことが明確となる議事を行った。	
○ 本会議等における議長等の発言にあった「ないし」について、広く一般に使用されている表現ではないため「～から～まで」に改めた。	
【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子採決システムの導入にあたり、本会議における議長の発言について他市の例も参考に分かりやすい表現に留意した。

評価の基準

評価項目①

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	市民にわかりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営を行った。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A		市民21
A	A I 同時反訳システムを導入され、文字にあらわされたことで市民は、わかりやすくなった。	公明党
A	市民にわかりやすい議会の運営が行われている。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営を行った。

評価項目②

②市民に分かりやすい委員会での議論

(11条3項) 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならぬ。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 委員会ごとにわかりやすい表現に努めた運営を実施

(委員会審査の流れ)

- ①執行部による議案の説明
- ②質疑
- ③委員間の自由討議
- ④意見開陳(討論)
- ⑤採決

- 委員会記録の公開に伴い、発言許可の徹底、賛否の意思表明や論点を分かりやすく留意した発言を行う

- 委員会等の記録作成用の音声データは情報公開制度における開示請求の対象であり、不要な録音を除くため、委員長が録音の開始を宣言したうえで開会する

【拡充】 事例なし

評価の基準

評価項目②

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行つた。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
B	質問の箇所・内容を明確にして、簡潔に質問をするべきである。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	分かりやすい運営に取り組んでいる。	日本共産党

総合評価

評 価

A

今後の取組方針

市民に分かりやすい議論を行っており、今後も継続して取り組むべきである。

評価項目③

③政務活動費に係る収支報告書等の公開

(14条1項) 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

取組状況

実施済(継続)

取組内容

【継続】

- 収支実績に係る一覧表、収支報告書及び証拠書類（領収書など）の写しの公開（公開期間：5年9カ月）
 - ・市議会ホームページに掲載
 - ・市役所1階市民情報室での閲覧
- 市議会ホームページにおいて、政務活動費の制度説明記事や関係規定（条例、規則、要綱など）を掲載
- 市議会だより8月1日発行号において、毎年政務活動費の制度概要や主な支出項目の説明及び収支実績に係る一覧表を掲載

【拡充】

- 昨年度の議会改革検討会での協議も踏まえ、市議会だより8月1日発行号（編集は6～7月）において、「政務活動費の残金が生じた場合返還している」ことなどを強調し掲載

評価の基準

評価項目③

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	収支報告書等を公開し市民に対する説明責任を果たした。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A		市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	収支報告書を公開しており、市民への責任を果たしている。	日本共産党

総合評価

評価
A

今後の取組方針
収支報告書を公開し、市民への説明責任を果たしており、今後も継続して取り組むべきである。

④本会議、委員会及び協議の場の公開

(15条1項) 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。

(15条2項) 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 本会議、委員会の公開及び傍聴手続きの簡素化の実施
- 会議日程や代表質問及び一般質問の登壇議員に関するお知らせ等を市議会ホームページへ掲載するとともに、市役所本庁舎・複合棟1階にも掲示
- 傍聴者へ最終日に議案一覧を配布
- 手話通訳実施要領に基づき、本会議の傍聴に際し、希望者に手話通訳者を手配
- 本会議、委員会傍聴者の状況

期間	本会議傍聴者数	委員会傍聴者数
令和4年8月～令和5年7月	426人	66人
令和5年8月～令和6年7月	724人	117人
令和6年8月～令和7年7月	1,033人	130人

- 協議等の場の傍聴者の状況

期間	傍聴者数
令和4年8月～令和5年7月	2人
令和5年8月～令和6年7月	63人
令和6年8月～令和7年7月	71人

- 平成30年4月以降の委員会等の記録を市議会ホームページ上で公開

公開した会議等の概要

区分	会議名
会議録検索上で公開した会議	議会運営委員会
	常任委員会(議案、請願等の審査)
	予算・決算特別委員会、分科会
	調査特別委員会等(議案審査)
市議会ホームページで公開した会議	常任委員会(所管事務調査)
	調査特別委員会等

○ 協議等の場の公開

令和5年11月24日の議会改革検討会の答申に基づき、令和6年1月23日の議会運営委員会で全員協議会の記録を市議会ホームページにおいて公開するための先例の見直しを協議し、令和6年2月2日開催の全員協議会の記録から公開を開始した。

○ 委員会や全員協議会の開催に際し、委員長や座長の判断により市政記者に対し適宜プレスリリースにより周知した。

【拡充】

多様な人材の市議会への参画を促し、傍聴環境を整備し開かれた議会とするため、令和6年11月に全国市議会議長会の標準会議規則の改正素案が示されたことを受け、議長から諮問を受けた議会運営委員会において傍聴規則・委員会傍聴規則の改正について検討を行い、令和6年12月に改正を行った。

【改正の内容(抜粋)】

- ・コロナ禍における傍聴人数の制限など、大規模災害、重大な感染症のまん延等に理由を限定し、傍聴人数を制限する旨の規定に改めた。また、委員会規則においては「委員長が必要があると認めるときは、定員を増員できる」とこととする規定を独自に設けた。
- ・開かれた議会の観点から、傍聴人の守るべき事項について「帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと」としていた傍聴規則を見直した(委員会傍聴規則も同様)。

①傍聴規則

- ・大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により定める定員(本会議は一般席62人、車いす席4人)により難い場合は、議長が別に定員を定めることができる。

②委員会傍聴規則

- ・報道関係者以外の傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長は必要があると認めるときは、これを増員することができる。
- ・大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項に定める定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、委員長が別に定員を定めることができる。

評価の基準

評価項目④

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	本会議・委員会を原則公開するとともに各種会議も公開するよう努めた。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	本会議・委員会とも傍聴しやすい環境を継続すべき。	日本共産党

総合評価

評価
A

今後の取組方針
今後も傍聴しやすい環境を継続すべきである。

評価項目⑤

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任

a.議会報告会の開催

(16条2項) 議会は、議会活動及び市政に関する情報を市民と共有するため、議会報告会を開催するものとする。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 平成26年11月より、毎年春と秋にそれぞれ4会場で議会報告会を開催。また、今後の運営の参考とするためアンケート調査も実施
- 平成29年度からは意見交換会も併せて開催
- 議会報告会・意見交換会直前の定例会議等で傍聴資料と併せて開催チラシを配付し、周知に努めた。
- 議長からの諮問により議会改革検討会で「青年層や女性の議会への参加促進のための取り組みについて」答申を提出し、令和5年秋から青年層、女性を対象とした意見交換会を実施

◇令和6年8月～令和7年7月における実施状況

令和6年秋季議会報告会

開催日時	会場等	参加人数
11月9日(土)午後1時30分～2時50分	三河台学習センター	13人
11月13日(水)午後2時～3時40分	飯坂支所	23人
10月23日(水)午前9時00分～10時30分	桜の聖母短期大学 (キャリア教養学科生ほか)	15人
11月5日(火)午後6時00分～7時30分	福島学院大学 (マネジメント学部地域マネジメント学科生)	10人
合 計		61人

令和7年春季議会報告会

開催日時	会場等	参加人数
5月8日(木)午後2時～3時15分	北信支所	30人
5月8日(木)午後6時～7時15分	吾妻学習センター	5人
5月9日(金)午後2時～3時15分	飯野学習センター	12人
5月10日(土)午後2時～3時15分	もちずり学習センター	30人
合 計		77人

評価の基準

評価項目⑤

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	議会報告会を開催し、議会活動・市政に関する情報を市民と共有した。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A	継続して取り組むべきである。	市民21
A	議会報告会を開催し、議会活動・市政に関する情報を市民と共有した。	公明党
A	青年層、女性を対象とした意見交換会の開催が定着しており、継続すべき。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針

青年層、女性を対象とした形式も含め議会報告会を開催し、議会活動・市政に関する情報を市民と共有した。今後も継続して取り組むべきである。

b. 市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知

(16条3項) 議会は、市議会だより及び市議会ホームページにより議会活動についての情報を分かりやすく、かつ、積極的に周知するとともに、情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会及び市政に対して関心を持つよう広報活動に努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

①市議会だより

【継続】

- 令和4年5月1日号から再リニューアル版を発行。表紙を一面写真にするなど、手に取ってもらえるような紙面作成とした。また、8月1日号からは各常任委員会の主な質疑内容を掲載、一般質問の記事にその他の質問3問のタイトルを新たに追加した。
- 委員会審査における議論の要点を掲載することとした。
- 一般質問記事の分野分けを現在の市当局の部局に合わせた現状に合う形に修正した。

【拡充】

- 令和7年5月1日号からリニューアル版を発行。視認性を高めるため記事を2色刷、文字サイズを大きくした。また、新議場において電子採決システムが導入されたことにより、議案等の審議結果については賛成者及び反対者の氏名を掲載した。

②市議会ホームページ

【継続】

- 市議会ホームページへ政策提言書を掲載する際、調査活動の経過も掲載した。
- 定例会議質問順番や議決結果など、以前から問い合わせが多く、市民の関心が高い記事について、更に速やかな公開に努めた。
- 議会の個人情報保護条例制定にあわせ、レイアウトの見直しを行った。
個人情報保護制度に基づく施行状況について、個人情報ファイルおよび開示請求などの施行状況についてホームページ、市議会だよりに掲載した。
- 議長からの諮問により議会改革検討会で「議会の活性化に資する議員のあり方に関する検討について」の答申を提出し、広報委員会において議員の役割・活動を紹介する冊子を作成し、ホームページに掲載した。
- 重要案件である全員協議会は、多くの市民にとって関心のある内容であるため、会議録の公開に向けた検討を行い、令和6年5月から会議録をホームページに掲載した。
- 令和6年7月以降の政策討論会の記録を市議会ホームページ上で公開

【拡充】

- 新議場において電子採決システムが導入されたことにより、議案等の審議結果については賛成者及び反対者の氏名を掲載した。

③市公式LINE等のSNSを活用した情報発信

【継続】

- LINE等のメッセージ機能により、定例会議等の開催について周知した。

評価の基準

評価項目⑥

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	市議会だより・HPで議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知した。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
B	質問の項目、答弁については、複数（一人あたり2項目）掲載できるよう予算の確保等を望む。	市民21
A	市議会だより、HPで議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知した。	公明党
A	今年度からは議案や陳情などの採決結果が個人別に掲載されるようになった。	日本共産党

総合評価

評価
A

今後の取組方針
市議会だより・ホームページで議案等の審議結果の議員個人の賛否を含めた議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知した。なお、質問については、今後も積極的な広報に努めるべきである。

c.議案、委員会資料の公開

(16条5項) 議会は、議案、委員会の審査等に関する資料について、公開するよう努めるものとする。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 定例会議・緊急会議の議案概要資料及び委員会審査資料（会議終了後）の公開
 - ・市議会ホームページに掲載（公開期間：1年6ヶ月）
 - ・市役所1階市民情報室での資料の閲覧

【拡充】

事例なし

評価の基準

評価項目⑦

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	議案・委員会の審査等に関する資料を公開した。現時点で新たな提案や検討すべき事項は要しない。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A		市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	資料公開が行われている。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
今後も継続して取り組むべきである。

d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表

(16条6項) 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表するよう努めなければならない。

取組状況

実施済(拡充)

取組内容

【拡充】

- 新議場において電子採決システムが導入されたことにより、議場モニター、本会議の会議録、市議会ホームページ、市議会だよりにおいて、賛成者及び反対者の氏名を表示、掲載した。

評価の基準

評価項目⑧

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	議案・請願・陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の公表に努めた。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A		市民21
A	新議場において電子採決システムが導入されたことにより概ね達成している。	公明党
A	新議場の採決システムにより議員別に賛否が表示されるようになった。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
電子採決システムの導入により議員個人の賛否を公表した。

⑥市民参加の推進

a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施

(17条2項) 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。

取組状況
実施済(継続及び拡充)

取組内容
【継続】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度より、議会報告会と併せて意見交換会を開催し、市民から市政各般にわたる意見を聴取。また、今後の運営の参考とするためアンケート調査も実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年6月定例会議中に、福島市議会意見交換会の開催方法を見直すため所要の改正を行った。 委員会等が開こうとする意見交換会については、基本条例第17条第2項に基づき「市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる」としていることから、参加者を特定した意見交換会の開催が可能となるよう、公示に関する規定（福島市議会委員会条例第30条第3項）を削除することとした。 併せて「福島市議会意見交換会実施要綱」第5条を改正した。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会・意見交換会直前の定例会議等で傍聴資料と併せて開催チラシを配付し、周知に努めた。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会・意見交換会の開催にあたり、市政記者（民報・民友）に対し正副議長で記者会見を行い、積極的な広報に努めた。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会・意見交換会の開催にあたり、開催地域においては、支所の各団体へ直接チラシを配布し、積極的な広報に努めた。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長からの諮問により議会改革検討会で「青年層や女性の議会への参加促進のための取り組みについて」答申を提出し、令和5年秋から青年層、女性を対象とした意見交換会を実施した。
【拡充】
事例なし

評価の基準

評価項目⑨

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けた。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A	今後も継続して取り組むべきである。	市民21
A	市民との意見交換及び意見聴取の場を設けることができた。	公明党
A	参加者の意見表明の保障と公正な運営など、議論が深められ努力がすすめられている。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
市民との意見交換及び意見聴取の場である意見交換会を実施した。今後も継続して取り組むべきである。

b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用

(17条3項) 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めなければならない。

取組状況	
・公聴会／実績なし	・参考人招致／実施済

取組内容	
◇令和6年8月～令和7年7月における実施状況	
参考人招致実施日・内容	実施委員会
令和6年12月18日 調査テーマ：児童生徒の体力向上に関する調査 内容：児童生徒の体力・運動能力の現状と課題、向上策について	文教福祉常任委員会
令和7年1月14日 調査テーマ：児童生徒の体力向上に関する調査 内容：運動器からみた児童生徒の体力向上策について	
令和7年2月25日 調査テーマ：持続可能な農業の振興に関する調査 内容：食料・農業・農村基本法改正について	経済民生常任委員会
令和7年2月27日 調査テーマ：持続可能な農業の振興に関する調査 内容：食料・農業・農村基本法改正による影響について	
令和7年1月8日 調査テーマ：都市計画と市街化調整区域に関する調査 内容：県北都市計画区域マスターplanと市街化調整区域における課題等について	建設水道常任委員会

※参考

福島市議会議規則 第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超える、又は公述人に不穏當な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条の6 議員は、公述人にに対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第77条の5(公述人の発言)、第77条の6(議員と公述人の質疑)及び第77条の7(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

評価の基準

評価項目⑩

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	参考人制度の積極的な活用に努め、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させた。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A		市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	参考人招致は、専門分野などの知見に接する貴重な場となっており継続すべきである。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
参考人制度は、積極的に活用されており、今後も継続して取り組むべきである。

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

①本会議、委員会での議員間の自由討議

(22条) 議会は、本会議及び委員会において、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めなければならない。

取組状況

運用基準で規定済み

取組内容

本会議	対象期間中実績なし
委員会	各常任委員会等における議案等審査を充実させるため、議員相互間の自由闊達な議論を引き出す委員会運営を実施

※参考

福島市議会基本条例運用基準

20 議員間の自由討議

(1)自由討議の目的

- ①提出された議案及び請願・陳情の内容について、議員間の共通理解を深める。
- ②提出された議案及び請願・陳情に対して、賛否に関する意見を開陳し合うことにより、表決の際の参考とする。
- ③提出された議案及び請願・陳情の内容について、真に市民サービスの向上につながるかを判断する上で、議論を尽くすことにより、市民に対する説明責任を果たす。

(2)自由討議の対象

- ①自由討議を行う対象は、提出された議案及び請願・陳情のうち、地方公共団体の処理する事務(自治事務・法定受託事務)に関係するものとする。

- ②議員へ参考配付した陳情は、自由討議の対象に含めないものとする。

(3)本会議における自由討議

- ①本会議における自由討議は、議長の発議又は議員の動議により、本会議に諮り実施する。

- ②自由討議は、議案及び請願・陳情の採決を行う日の討論に先立ち実施する。

- ③議員は、自由討議の実施を求める場合、原則として、対象とする議案及び請願・陳情を提示し、採決を行う日の前日までに、議長に申し入れる。

- ④議長は、③の申し入れがあった場合、議会運営委員会に諮り自由討議の実施を決定する。

- ⑤議長は、④の議会運営委員会において、実施が決定された場合、議長発議により、本会議において日程を追加した上で、自由討議を実施する。

- ⑥議員は、自由討議実施の動議を提出する場合、対象とする議案及び請願・陳情を提示し、会議規則第16条の規定により、本会議における討論の前までに、議長に提出しなければならない。

- ⑦議長は、⑥の動議が成立した場合、直ちに、当日の日程に追加することを会議に諮り、日程の追加が認められた場合、休憩を宣告し、議会運営委員会において、自由討議の進め方等を協議する。

- ⑧議長は、⑦の議会運営委員会終了後、本会議を再開し、自由討議の実施を宣告する。

- ⑨議長は、自由討議を実施する場合、説明員を退席させることができる。

- ⑩自由討議を実施する場合、議長に申し入れを行った議員が、初めに問題提起の発言を行う。

- ⑪自由討議の発言は、議長に発言の許可を得た上で、自席において行う。

- ⑫議長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。

(4)委員会における自由討議

- ①委員会における自由討議は、委員会における各議案及び請願・陳情の採決前に、委員長の宣告により、討論も含めて自由に発言する方式で行う。

- ②委員長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。

事例集 第6章 議事 第9節 自由討議

159 本会議において、自由討議が行われた事例

△平成26年9月定例会議(会議録9月22日 310～316ページ)

議案第86号平成26年度福島市一般会計補正予算

△平成27年3月定例会議(会議録3月25日 533～537ページ)

議案第30号福島市次世代育成に係る手当に関する条例制定の件

評価の基準

評価項目⑪

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
B	改善や新しい取組について、先進事例等を検討すべきである。	真政会
B	委員会では自由討議を実施しているが、本会議では行っていない。	真結の会
B		市民21
B	改善や新しい取り組みについて先進事例等を検討するべきである。	公明党
B	本会議での実施について検討が必要。	日本共産党

総合評価

評 価
B

今後の取組方針
委員会では実施されているが、近年本会議では実施されていない。本会議での実施に向けて、改善や新しい取り組みについて、先進事例等を検討すべきである。

②政策討論会の開催

(23条) 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

取組状況

実施済

取組内容

【継続】

○ 令和5年度の議会運営委員会での先進地行政視察、代表者会、正副委員長会議などでの協議を踏まえ、令和6年5月24日の建設水道常任委員長からの申し入れにより、令和6年6月3日の代表者会での政策討論会実施要綱の一部改正の協議、令和6年6月17日の議会運営委員会で議事及び運営などの協議・決定を経て、令和6年7月16日に議会基本条例施行後初となる政策討論会を開催した。

◇令和6年8月～令和7年7月における状況

○ 今後の継続的な開催に向け、議会運営委員会で令和7年4月22日に、毎年1回政策討論会を開催している埼玉県所沢市へ行政視察を実施した。

※参考

○ 福島市議会政策討論会実施要綱(平成26年3月27日議長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、福島市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第159条第4項の規定に基づき、福島市議会政策討論会(以下「討論会」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に、座長1人、副座長1人を置き、議長を座長とし、副議長を副座長とする。

(議事の決定)

第3条 討論会の議事の決定及び運営は、議会運営委員会が行う。

2 討論会で議題にしようとする案件がある場合は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては当該委員会の委員長、会派にあっては当該会派の代表者が取りまとめ、議長に議題を申し入れ、会派に属さない者にあっては、直接議長に議題を申し入れる。

3 議長は、申し入れのあった討論会の議題を議会運営委員会に諮問し、当委員会において協議し、決定する。

(討論会)

第4条 討論会は、議会運営委員会からの要請に基づき、座長が招集する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

3 討論会で議題となった事項に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

4 討論会は、議場において開催し、発言は座長の許可を得て行う。

(公開)

第5条 討論会は、原則として公開とする。

(傍聴)

第6条 討論会の傍聴の取扱いは、福島市議会傍聴規則(昭和44年議会告示第1号)に準ずる。

(意見の活用)

第7条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

(1)委員会における審査及び政策立案

(2)市長その他の執行機関への政策提言

(3)その他議会における政策形成への反映

(記録)

第8条 座長は、職員に、討論会の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

評価の基準

評価項目⑫

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A	昨年の実績を検証し、今後も取り組めるよう努力していくべきである。	市民21
A	昨年実施したので、今後も継続して実施できるように検討する。	公明党
A	他自治体の視察などに取り組んできた。引き続き実施運営など内容の検討も必要。	日本共産党

総合評価

評 価
A
今後の取組方針
今後も実施運営方法などを含め、継続して取り組めるよう検討していくべきである。

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

①議員、委員会の積極的な政策立案

(24条1項) 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

取組状況

実施済(拡充)

取組内容

【拡充】

- 本市議会初の議員提案による政策条例である「福島市農業・農村振興条例」について、経済民生常任委員会の所管事務調査の結果から、委員会提案により同条例を改正した。
令和7年6月18日定例会議 議案第76号 福島市農業・農村振興条例の一部を改正する条例
- 本市議会の所管事務調査について、専門誌などへ情報提供を行った結果、令和7年7月1日の時事通信社iJAMPへ投稿記事の掲載と株式会社ガバナンス令和7年8月号に取り上げられた。

※参考：議員提出議案の事例

- ◇平成29年6月定例会議 議案第69号 福島市議会議員政治倫理条例
- ◇平成26年3月定例会議 議案第39号 福島市議会基本条例
- ◇平成18年3月定例会議 議案第50号 福島市サル餌付け禁止条例
- ◇平成13年6月定例会議 議案第81号 福島市農業・農村振興条例

評価の基準

評価項目⑬

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A		市民21
A	市長等に対する政策立案を積極的に行った。	公明党
B	議員間の議論を深め政策立案機能強化のため、一層の取り組みが求められる。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
市長等に対する積極的な政策立案を今後も継続して取り組むべきである。

②市長等に対する政策提言

(24条1項) 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

取組状況
実施済

取組内容			
◇令和6年8月～令和7年7月における実施状況			
提出日	内 容	提出先	
令和6年9月24日	認知症対策と家族支援に関する提言 (文教福祉常任委員会)	市長	
	市営住宅の今後の在り方に関する提言 (建設水道常任委員会)		
令和7年3月26日	生成AIが与える行政運営への影響に関する提言 (総務常任委員会)		
令和7年6月18日	児童生徒の体力向上に関する提言 (文教福祉常任委員会)	教育長	
	持続可能な農業の振興に関する提言 (経済民生常任委員会)	市長	
	都市計画と市街化調整区域に関する提言 (建設水道常任委員会)		
【拡充】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会運営委員会での協議の上先例を見直し、令和6年9月24日に所管事務調査における議会から市長に対する提言について、提言後1年を経過し、2年に満たないものについて、その対応状況及び結果と提言に対する見解等について報告を求めるものとした。 			

評価の基準

評価項目⑭

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	市長等に対する政策提言を積極的に行った。	真政会
A	実施済みのため。	真結の会
A	各委員会の委員長報告（提言）の積極的な市民への公開に努めるべきである。	市民21
A	市長等に対する政策提言を積極的に行った。	公明党
A	市長等に対し行った。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
市長等に対する政策提言を積極的に行った。

(4) その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

取組内容

① 通年会期制度を活かした市政の課題に対する迅速かつ効率的な議会運営

- ① 令和7年2月4日緊急会議（令和6年度／1回目）
物価高騰対策等

② I C Tの推進

- 令和3年6月定例会議から開始した完全ペーパーレスによる議案審査を継続した。
- 福島市議会 I C T活用検討会により、 I C T活用のあり方と諸課題について検討を行い、監査基準、人事異動資料等さらなるペーパーレス化に務めた。
- タブレット端末の活用と議会の I C T化に資するアプリを導入、研修を実施し活用を図っている。
- 毎定例会議前にタブレット端末操作の基礎研修を行っている。
- ラインワークスによるスケジュール管理の実施。

③ オンラインによる方法を活用した委員会について

市議会委員会条例を改正し、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めらるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法で委員会を開くことができることとした。

④ 議員定数に関する調査特別委員会について

本市議会のあるべき適正な定数について調査が行われ、次期改選時において1人削減とする定数34人が適当であるとの意見が多数であるとする委員長報告が全会一致で承認された。その後、福島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件が議員提出の議案として提出され、賛成多数で可決された。

⑤ 議会図書室の管理運営について協議及び検討を行う協議等の場を新設 (令和7年8月7日に議会活動推進検討会に統合)

議会図書室を議員のみの利用から、市職員と市民の閲覧を可能とした。

⑥ 親子議場見学会の開催

市民に開かれた議会をめざし、市議会への興味と関心を深めることを目的に、小学生の児童とその保護者を対象とした親子議場見学会を令和7年7月27日に開催した。

⑦ 議場においてA I 同時反訳システムを導入

傍聴者（マスコミを含む）に向けA I 同時反訳システムを導入した。

評価の基準

評価項目⑮

A評価：このまま推進、B評価：改善や新しい取組を検討、C評価：原因分析と制度の見直しを検討、評価外：評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	概ね達成しているが、未達成の評価項目については評価の有り方も含め検討すべきだ。	真政会
A		真結の会
A		市民21
A	福島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定や親子議場見学会など、新たな取り組みができ、今後もさらに検討や項目をひろげていく。	公明党
A	この間取り組まれてきた。	日本共産党

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
評価期間中に新たな取り組みを実施することができた。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの

議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要なものはなかった。